

支援施策集パンフレット

東北地方
地域脱炭素関連支援施策集

山形県編

令和 5 年 6 月

はじめに

我が国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会を実現すること、そして、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていくことを目標としています（令和3年10月22日、地球温暖化対策計画）。

また、「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日、国・地方脱炭素実現会議決定）は、地域が主役となる、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素の実現を目指し、特に2030年までに集中して行う取組・施策を中心に、工程と具体策を示しました。

このように、地方創生に資する地域脱炭素を実現するために、地方公共団体や地域の民間事業者の役割は大きく、それらの取組を効果的に支援していく社会的要請も高まっている一方、様々な主体による支援策の情報源が分散しているために、支援を必要とする主体が、そのニーズに合致した支援策の情報に辿り着かないという問題も生じております。

そこで、地域脱炭素に取り組もうとする地方公共団体、民間事業者・団体、個人の皆様が、ニーズに合致した支援策を参考しやすくするよう、令和5年度に活用できる国や東北6県（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）の支援施策等をまとめ、目的に応じて参考しやすくすることを目的に、「令和5年度東北地方地域脱炭素関連支援施策集」を作成いたしました。

当該支援施策集は、類似した支援策の相互の関連性を理解することが困難、構成・デザインもバラバラで読みづらい、といった問題点の克服を目指したものであり、補助制度等を羅列した紹介でなく、実施したい目的や用途から検索できるよう、趣向を凝らしております。

このパンフレットが、地方創生や地域活性化、そして2050年カーボンニュートラルへ歩む皆様の一助となりました幸いです。

令和5年6月

東北地方における地域脱炭素支援に関する会合

●東北地方における地域脱炭素支援に関する会合とは…

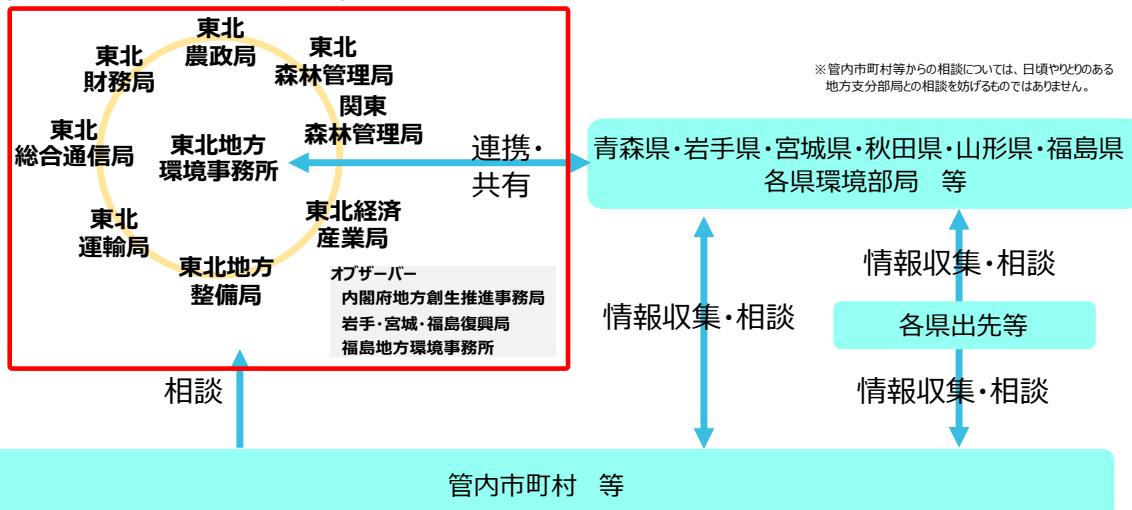
「東北地方における地域脱炭素支援に関する会合」は、東北農政局、東北森林管理局、関東森林管理局、東北経済産業局、東北地方整備局、東北運輸局、東北地方環境事務所、東北総合通信局、東北財務局で構成され、オブザーバーとして内閣府地方創生推進事務局、岩手復興局、宮城復興局、福島復興局、福島地方環境事務所が参画しています。

この会合は、東北地方における脱炭素の取組に関して、地方支分部局が連携し、各地域の強み・課題・ニーズを丁寧に吸い上げ、地域における脱炭素の取り組みを機動的に支援することが求められています。

「東北地方地域脱炭素関連支援施策集」も、このような支援策の一環です。

東北地方における地域脱炭素支援に関する会合について

東北地方における地域脱炭素支援に関する会合



【想定する国機関からの支援の内容】

- ・関係省庁が多岐にわたる脱炭素事業に関する相談対応
- ・各市町村、県で実施検討中の事業について、活用可能性のある補助事業等の紹介や事業実施に関する助言 等

本パンフレットの使い方

- 本パンフレットは、第1部と第2部の2部構成となっています
- 第1部は、**実施したい内容**から山形県の支援施策等を探し出すためのツールとなっております。施策内容から、番号と、補助対象を御確認下さい。

目次

第1部 内容から施策を探す

1 再生可能エネルギーを導入したい

1-1 住宅・事業所への再エネ・蓄エネ設備等の導入	対象
1-2 風力発電・小水力発電の事業可能性調査	
1-3 住宅への太陽光発電設備・蓄電池等の導入	
1-4 県内企業の脱炭素化に必要な資金の融資	

1 ← 再生可能エネルギーを導入したい →

1-1 住宅・事業所への再エネ・蓄エネ設備等の導入	01 ← 個人・民間事業者
1-2 風力発電・小水力発電の事業可能性調査	02 ← 民間事業者
1-3 住宅への太陽光発電設備・蓄電池等の導入	03 ← 個人
1-4 県内企業の脱炭素化に必要な資金の融資	05 ← 民間事業者

- 第2部は、**支援施策の紹介**ページとなっております。第1部で探した番号をもとに、施策のページを御参照ください。

1 ← 再生可能エネルギーを導入したい →

1-1 住宅・事業所への再エネ・蓄エネ設備等の導入	01 ← 個人・民間事業者
1-2 風力発電・小水力発電の事業可能性調査	02 ← 民間事業者
1-3 住宅への太陽光発電設備・蓄電池等の導入	03 ← 個人
1-4 県内企業の脱炭素化に必要な資金の融資	05 ← 民間事業者

01 ← やまがた未来くるエネルギー補助金

◆ 事業内容
家庭・事業所における再生可能エネルギー等設備の導入を促進するとともに、温室効果ガス排出量の削減を図るため、再生可能エネルギー等設備を導入する場合、その経費の一部を補助する。

◆ 補助対象・補助率

区分	設置対象	補助率（上限額）
蓄電池設備（非FIT型）	住宅	7万円/kWh又は1/3 いずれか低い額（上限：35万円）
蓄電池設備（FIT型）	事業所	5万円/kWh又は1/3 いずれか低い額（上限：25万円）
蓄電池設備（レジリエンス型）		5万円/kWh又は1/3 いずれか低い額（上限：10万円）
木質バイオマス燃焼機器（ストーブ）	住宅・事業所・農業用施設	1/2（上限：10万円）（※ボイラー機能付は20万円）
木質バイオマス燃焼機器（ボイラー）		1/2（上限：50万円）
太陽熱利用装置		1/10（上限：5万円）
地中熱利用装置（空調装置）	住宅	1/3（上限：50万円）
地中熱利用装置（融雪装置）		1/3（上限：30万円）

◆ 補助対象者 個人、法人

問合せ先
特定非営利活動法人 環境ネットやまがた TEL:023-679-3377 E-mail: saiene@eny.jp

URL : https://www.pref.yamagata.jp/050016/kurashi/kankyo/energy/saiseikanou/saiseikanou_hojo_h31.html

- 本パンフレットに関する御意見やお問合せ先は巻末に記載しております。ぜひ御意見、御感想をお寄せください。
- 本パンフレットは、山形県の「令和5年度当初予算 主要事業の概要」等を基に作成しています。補助内容の詳細が公表されていない事業に関しては、令和4年度の募集内容等を掲載しています（該当の補助事業は、第2部の各項目にて注釈有）。

目次

第1部 内容から施策を探す

1 再生可能エネルギーを導入したい

- 1-1 住宅・事業所への再エネ・蓄エネ設備等の導入
- 1-2 風力発電・小水力発電の事業可能性調査
- 1-3 住宅への太陽光発電設備・蓄電池等の導入
- 1-4 県内企業の脱炭素化に必要な資金の融資

2 住宅・事業所の脱炭素化に取り組みたい

- 2-1 やまがた省エネ健康住宅 + ZEH 等の導入
- 2-2 省エネ住宅の新築・リフォーム

3 産業活性化に向けた取組をしたい

- 3-1 中小企業における DX や GX の推進に係る設備投資等
- 3-2 農業の活性化に向けた取組
- 3-3 林業の活性化に向けた取組

目次

第2部 施策紹介

番号	事業名	対象	ページ
01	やまがた未来くるエネルギー補助金	個人 民間事業者	… 10
02	地域連携型再生可能エネルギー開発促進事業	民間事業者	… 10
03	やまがた省エネ健康住宅・再エネ設備パッケージ補助金	個人	… 11
04	良質住宅ストック形成推進事業	個人	… 11
05	山形県商工業振興資金のうち脱炭素社会推進資金	民間事業者	… 12
06	中小企業パワーアップ補助事業のうち DX・GX 支援事業	民間事業者	… 12
07	農山漁村地域持続的発展活動支援事業費補助金	民間事業者	… 13
08	GAP認証取得支援事業費補助金	民間事業者	13
09	情報通信設備導入支援事業費補助金	市町村 民間事業者	14
10	森林ノミクスカーボンニュートラル推進事業費補助金	市町村 民間事業者	14
11	荒廃森林緊急整備事業費補助金（人工林整備）	民間事業者	15
12	森林資源再生事業費補助金（再造林支援・小面積再造林支援）	民間事業者	15
13	広葉樹林健全化促進事業費補助金	民間事業者	16
14	森林資源循環利用促進事業費補助金	民間事業者	16
15	県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費補助金	個人 民間事業者	17
	ご意見・お問い合わせ先		… 18

第1部

内容から施策を探す

1

再生可能エネルギーを導入したい

対象

1-1 住宅・事業所への再エネ・蓄エネ設備等の導入

01

個人
民間事業者

1-2 風力発電・小水力発電の事業可能性調査

02

民間事業者

1-3 住宅への太陽光発電設備・蓄電池等の導入

03

個人

1-4 県内企業の脱炭素化に必要な資金の融資

05

民間事業者

2

住宅・事業所の脱炭素化に取り組みたい

対象

2-1 やまがた省エネ健康住宅 + ZEH 等の導入

03

個人

2-2 省エネ住宅の新築・リフォーム

04

個人

3

産業活性化に向けた取組をしたい

対象

3-1 中小企業における DX や GX の推進に係る設備投資等

06

民間事業者

3-2 農業の活性化に向けた取組

●木質バイオマス等再生可能エネルギーの循環の仕組みづくり

07

民間事業者

●GAP 等の取得に向けた取組

08

民間事業者

●地域活性化やスマート農業のための情報通信環境の整備

09

市町村
民間事業者

3-3 林業の活性化に向けた取組

●間伐の生産性向上、低コスト再造林の促進等

10

市町村
民間事業者

●荒廃のおそれのある人工林の森林整備（間伐等）

11

民間事業者

●再造林を行う際の苗木購入等

12

民間事業者

●広葉樹の皆伐、伐採木の搬出利用

13

民間事業者

●間伐材等の搬出・運搬

14

民間事業者

●県産木材を使用した住宅や民間施設（店舗・事務所等）の新築

15

個人
民間事業者

第2部

施策紹介

01 やまがた未来くるエネルギー補助金

◆ 事業内容

家庭・事業所における再生可能エネルギー等設備の導入を促進するとともに、温室効果ガス排出量の削減を図るために、再生可能エネルギー等設備を導入する場合、その経費の一部を補助する。

◆ 補助対象・補助率

区分	設置対象	補助率（上限額）
蓄電池設備（非 FIT 型）	住宅 事業所	7 万円/kWh 又は 1/3 いずれか低い額（上限：35 万円）
蓄電池設備（FIT 型）		5 万円/kWh 又は 1/3 いずれか低い額（上限：25 万円）
蓄電池設備（レジリエンス型）		5 万円/kWh 又は 1/3 いずれか低い額（上限：10 万円）
木質バイオマス燃焼機器（ストーブ）	住宅、事業所、農業用施設	1/2（上限：10 万円（※ボイラー機能付は 20 万円））
木質バイオマス燃焼機器（ボイラー）		1/2（上限：50 万円）
太陽熱利用装置	住宅	1/10（上限：5 万円）
地中熱利用装置（空調装置）		1/3（上限：50 万円）
地中熱利用装置（融雪装置）		1/3（上限：30 万円）

◆ 補助対象者 個人、法人

問合せ先

特定非営利活動法人 環境ネットやまがた TEL:023-679-3377 E-mail: saiene@eny.jp

URL : https://www.pref.yamagata.jp/050016/kurashi/kankyo/energy/saiseikanou/saiseikanou_hojo_h31.html

02 地域連携型再生可能エネルギー開発促進事業

◆ 事業内容

事業者が行う風力発電又は小水力発電の事業可能性調査に対する補助を行う。

◆ 補助対象事業

風況データの収集期間・流量観測期間が 12 か月以上であり、当該年度内に観測を開始する事業。

調査の実施に当たり、市町村と連携を図っている事業。

◆ 対象経費

構築物設置費（調査に必要な構築物の設置に係る本工事費及び附帯工事費等）

機械器具費（調査に必要な機械器具の取得費又は賃借料）

調査分析費（データ処理、解析、評価等に要する経費）

◆ 補助率 1/2（風力発電：上限 300 万円、小水力発電：上限 75 万円）

◆ 補助対象者

風力発電：本支店等（子会社を含む）の所在地が県内の企業

小水力発電：本店所在地が県内の企業、又は県内に所在する NPO 法人、地元自治会等

問合せ先

山形県 環境エネルギー部 エネルギー政策推進課 地域エネルギー振興担当 TEL : 023-630-3068

URL: <https://www.pref.yamagata.jp/050016/kurashi/kankyo/energy/hojo/fuukyouchousahojo.html>
<https://www.pref.yamagata.jp/050016/kurashi/kankyo/energy/saiseikanou/ryuryouchousahojo.html>

03

やまがた省エネ健康住宅・再エネ設備パッケージ補助金

◆ 事業内容

山形県独自基準の高断熱・高気密住宅「やまがた省エネ健康住宅」と併せて太陽光発電設備及び蓄電池設備等を設置し、年間の一次エネルギー使用量の収支をゼロとする住宅を新築する際に補助金を交付する。



◆ 補助対象事業・補助金額

補助対象事業	補助金額
1.やまがた省エネ健康住宅+『ZEH』 (又は NearlyZEH)	55 万円
2.やまがた省エネ健康住宅+ZEH+ (又は NearlyZEH+)	100 万円
3.太陽光発電設備	7 万円/kW (上限 63 万円かつ 9kW)
4.蓄電池設備	設置費用の 1/3 (上限 30.6 万円かつ 5.1 万円/kWh)
5.HEMS (エネルギー計測装置)	設置費用の 2/3 (上限 6.6 万円)

◆ 補助対象者 住宅を新築する個人

問合せ先 山形県 県土整備部 建築住宅課 住まいづくり支援担当 TEL : 023-630-2649

URL: <https://www.pref.yamagata.jp/180025/kurashi/sumai/paltuke-zihozyo/20220720.html>

04

良質住宅ストック形成推進事業

◆ 事業内容

山形の厳しい気候においても快適に長く暮らすことができる住宅の新築及びリフォームに対する支援を実施する。

◆ 補助対象事業・補助要件・補助金額

区分	補助要件・支援対象工事	補助金額
(1) 新築支援	<p><補助要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・やまがた省エネ健康住宅の認証を取得すること ・県産木材を一定量（※）以上使用すること 等 (※住宅の延べ面積 (m²) ×0.1m²×50%) 	70 万円 (定額)
(2) リフォーム支援	<p>耐震改修</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 新・生活様式対応 ② 減災・部分補強 ③ 寒さ対策・断熱化 ④ バリアフリー化 ⑤ 克雪化 ⑥ 県産木材使用 	<p>上限 80 万円</p> <p>一般世帯：上限 24 万円 移住・新婚・子育て世帯： 上限 30 万円</p>

◆ 補助対象者 個人

問合せ先

山形県 県土整備部 建築住宅課 住まいづくり支援担当 TEL: :023-630-2649

URL: <https://www.pref.yamagata.jp/documents/32389/10r5kendo.pdf>

05 山形県商工業振興資金のうち脱炭素社会推進資金

◆ 事業内容

県内企業の脱炭素化に必要な資金を融資するもの

◆ 貸付対象者

- ① ・省エネルギーに資する設備等を導入する方
 - ・温室効果ガスの排出抑制施設の整備を行う方
 - ・脱炭素化に係る設備等を導入（経費を含む）する方
- ② ・再生可能エネルギー発電設備やその部品を製造する方
 - 例）風力発電設備の部品を製造するために必要な設備を導入など
- ③ ・再生可能エネルギーを活用した大規模な電力供給事業を行う方
- ④ ・中小規模の再生可能エネルギー発電設備を導入する方
 - 例）太陽光発電設備を導入した売電事業、工場の屋根に自家消費型太陽光発電設備を導入など

◆ 利率 固定 ①1.6% ②1.2% ③1.3% ④1.6%

◆ 限度額(())は運転資金の限度額)

①1 億 5 千万円(5 千万円) ②2 億円(8 千万円) ③30 億円(設備のみ) ④3 億円(設備のみ)

◆ 申込先 山形県内の取扱金融機関

問合せ先

山形県 産業労働部 商業振興・経営支援課 金融担当 TEL : 023-630-2359、3266

URL: <https://www.pref.yamagata.jp/110013/sangyo/shokogyo/shien/17shikin.html>

06 中小企業パワーアップ補助事業のうち DX・GX 支援事業

◆ 事業内容

中小企業・小規模事業者が行うデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進やインボイス制度への対応、グリントransフォーメーション（GX）の推進に係る設備投資等を支援する。

◆ 補助対象事業

エネルギー価格の高騰等に対応するための高効率の生産性設備への更新や照明の LED 化など、社会の脱炭素化に資する事業

◆ 補助対象経費

設備等導入費、委託・外注費、借料

◆ 補助率

1/2 (2/3) 以内 補助金額：10 万円～200 万円

※情報分野、環境分野へ進出する場合、又は異なる事業分野に転換・進出し、かつデジタル技術を活用して業務効率化を図る場合は 2/3 以内。

◆ 補助対象者

山形県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者

問合せ先

山形県中小企業パワーアップ補助金(DX・GX 支援事業)事務局 TEL : 023-616-5117

URL: <https://www.pref.yamagata.jp/110013/sangyo/shokogyo/shinko/chusho-powerup.html>

07

農山漁村地域持続的発展活動支援事業費補助金

◆ 事業内容

農山漁村の持つ多様で豊富な農林水産物や地域資源を活用し、地域の持続的発展を支える付加価値創出の取組みを支援する。

◆ 補助対象事業

木質バイオマス等を利用した再生可能エネルギーの生産・活用、糞などを活用した再生可能エネルギーの循環の仕組みづくり 等

◆ 補助率

①事業検討の場合

・検討に要する経費：2/3（上限 200 千円/件）

②機器等導入の場合

・機器等導入に係る経費：1/2（上限 800 千円/件）



◆ 補助対象者 2人以上で組織される団体・組織及び個人、農林漁業者・農林漁業者で構成するグループ 等

問合せ先 山形県 農林水産部 農村計画課 農村づくり担当 TEL: 023-630-2948

URL: <https://www.pref.yamagata.jp/140001/sangyo/nourinsuisangyou/nogyo/keikakukaigiyosan/gyakubiki/r3hojo.html>

08

GAP認証取得支援事業費補助金

◆ 事業内容

環境負荷低減に取り組む団体が国際水準GAP（G L O B A L G . A . P .、A S I A G A P、J G A P）の認証取得を目指す取組みに対し、審査費用等への支援を行う。

◆ 補助要件

①国際水準GAP（G L O B A L G . A . P .、A S I A G A P、J G A P）の団体認証を取得すること
②環境負荷低減に配慮した取組みを行うこと

◆ 補助対象経費 認証審査に要する費用（審査費用、審査員旅費）

◆ 補助率 定額（補助上限額：①審査費用（取得する認証ごとに異なる）、②審査員旅費（実費の1/2））

◆ 補助対象者 農業法人（一戸一法人は除く）、農業者が組織する団体、農業協同組合

問合せ先

山形県 農林水産部 農業技術環境課 農産物安全担当 TEL: 023-630-2408

URL: <https://www.pref.yamagata.jp/140001/sangyo/nourinsuisangyou/nogyo/keikakukaigiyosan/gyakubiki/r3hojo.html>

09

情報通信設備導入支援事業費補助金

◆ 事業内容

人口減少、高齢化が進行する農村地域において、農業水利施設、農業集落排水施設等の農業農村インフラの管理の省力化・高度化を図るとともに、地域活性化やスマート農業の実装を促進するため、情報通信環境の整備を支援する。

◆ 補助要件

- ①農山漁村振興推進計画を策定していること
- ②交付対象事業 1 地区当たりの事業費の合計が 800 万円以上であること
- ③農業用用排水施設の管理のための情報通信施設整備にあっては、管理対象となる農業用用排水施設の受益面積の合計がおおむね 20ha 以上（中山間地域等 5 ha 以上）であること

◆ 補助対象経費 光ファイバや無線基地局など情報通信施設の整備費等

◆ 補助率 1/2

◆ 補助対象者 市町村、農業協同組合、土地改良区、農業者の組織する団体、地域協議会等

問合せ先 山形県 農林水産部 農村計画課 計画担当 TEL: 023-630-2512

URL:<https://www.pref.yamagata.jp/140001/sangyo/nourinsuisangyou/nogyo/keikakukaigiyasan/gyakubiki/r3hojo.html>

10

森林ノミクスカーボンニュートラル推進事業費補助金

◆ 事業内容

カーボンニュートラル実現に向けて森林による二酸化炭素の吸収機能を強化するため、林業事業体等が策定する間伐の生産性向上計画に基づいて実施する搬出間伐、主伐と再造林の一貫作業、自ら所有する高性能林業機械のヘッドの更新に係る経費を補助する。

◆ 補助対象事業

- ①間伐生産性向上対策事業 ②低コスト再造林システム促進事業 ③高性能林業機械のヘッド更新支援

◆ 補助対象経費

- ①間伐及びそれに必要な森林作業道の整備に要する経費
- ②主伐と同一時期にコンテナ苗による低密度植栽を行った場合、その主伐に係る経費
- ③高性能林業機械のヘッド更新に係る経費

◆ 補助率

- ① 定額（上限額：間伐 360,000 円/ha、森林作業道 2,000 円/m）
- ② 定額（上限額：195,000 円/ha）
- ③1/3 以内

◆ 補助対象者 林業を営む者（個人、法人）、森林所有者、森林組合等、市町村

問合せ先 山形県 農林水産部 森林ノミクス推進課 TEL: 023-630-3217

URL:<https://www.pref.yamagata.jp/140001/sangyo/nourinsuisanqyou/noqyo/keikakukaiqiyasan/qyakubiki/r3hojo.html>

11

荒廃森林緊急整備事業費補助金（人工林整備）

◆ 事業内容

管理放棄され、荒廃のある人工林の森林整備（間伐等）を行う場合、国庫補助事業に上乗せして補助する。

◆ 補助対象事業

民有林（公有林（県有林、市町村有林、財産区有林）及び森林整備法人が管理する森林を除く）の間伐等及びそれに必要な森林作業道の整備

◆ 補助率 標準経費の32%以内を嵩上げ

（国庫補助事業補助金との合計額が実行経費を上回る場合は、実行経費を上限）
(森林作業道については、間伐 1ha 当り 100m分の額を上限)

◆ 補助対象者 林業を営む者（個人、法人）、森林所有者、森林組合等

問合せ先 山形県 農林水産部 森林ノミクス推進課 TEL: 023-630-3217

URL:<https://www.pref.yamagata.jp/140001/sangyo/nourinsuisangyou/nogyo/keikakukaigiyosan/gyakubiki/r3hojo.html>

12

森林資源再生事業費補助金（再造林支援・小面積再造林支援）

◆ 事業内容

森林の有する公益的機能の維持増進及び持続的に発揮する仕組みを構築するために、再造林を行う場合、国庫補助事業に上乗せして補助したり、苗木購入経費を補助する。

◆ 補助対象事業

公有林（県有林、市町村有林、財産区有林）及び森林整備法人が管理する森林を除く民有林の皆伐後に再造林を行う事業

◆ 補助率 ①上乗せ補助：標準経費の22%以内

（標準経費の90%の額から国庫補助事業補助金額を差し引いた額を上限）

②小規模森林所有者上乗せ補助：標準経費の34%以内（標準経費の70%の額から国庫補助事業補助金額を差し引いた額を上限）

③苗木購入経費補助：定額 等

◆ 補助対象者 林業を営む者（個人、法人）、森林所有者、森林組合等

問合せ先 山形県 農林水産部 森林ノミクス推進課 TEL: 023-630-3217

URL:<https://www.pref.yamagata.jp/140001/sangyo/nourinsuisangyou/nogyo/keikakukaigiyosan/gyakubiki/r3hojo.html>

13 広葉樹林健全化促進事業費補助金

◆ 事業内容

ナラ枯れ被害木等を含む広葉樹等を皆伐し天然更新を図るとともに、伐採木をチップやペレットに利用する取組みを支援する。

◆ 補助要件

- ・ナラ枯れ被害等が発生し、今後被害拡大の恐れがある森林であること
- ・ha当たり25m以上の搬出路が必要な条件不利地であること
- ・5ha以下の皆伐をし、伐採木を全て搬出利用すること
- ・ナラ枯れ被害材の利用に関するガイドライン等により実施すること

◆ 補助対象経費 伐採木の搬出利用

◆ 補助率 定額1,000円/m³以内

◆ 補助対象者 林業を営む者（個人、法人）、森林所有者、森林組合等

問合せ先 山形県 農林水産部 森林ノミクス推進課 TEL: 023-630-3217

URL: <https://www.pref.yamagata.jp/140001/sangyo/nourinsuisangyou/nogyo/keikakukaigiyosan/gyakubiki/r3hojo.html>

14 森林資源循環利用促進事業費補助金

◆ 事業内容

民有林で発生する間伐材等を、集成材用ラミナ、合板用材及び木質バイオマス燃料用のチップ、ペレット用材として、加工工場等との出荷に関する協定等に基づき出荷するものについて、運搬経費等を補助する。

◆ 補助対象事業

民有林（公有林（県有林、市町村有林、財産区有林）及び森林整備法人が管理する森林を除く）で発生する間伐材等を加工工場等に出荷する事業

◆ 補助率 定額（間伐材等の搬出・運搬経費とその売払価格の差額の内数）

◆ 補助対象者 森林組合、木材関連業者等の組織する団体（製材業者、合板製造業者等の組織する事業協同組合等）等

問合せ先 山形県 農林水産部 森林ノミクス推進課 森林整備・再造林推進担当 TEL: 023-630-3217

URL: <https://www.pref.yamagata.jp/140001/sangyo/nourinsuisangyou/nogyo/keikakukaigiyosan/gyakubiki/r3hojo.html>

◆ **事業内容**

県産木材を使用して住宅や民間施設（店舗・事務所等）を新築する方に対して、補助金を交付する。

◆ **補助要件**

- ・住宅に使用する県産木材（「やまがたの木」認証材（集成材、合板等を含む））の数量が住宅の延べ床面積 1 平方メートルにつき 0.1 立方メートルを乗じて算出した数量以上であること 等
- ・県産木材のうち 30%以上を県産 JAS 製品とすること（民間施設のみ）

◆ **補助率** 定額（住宅：30 万円、民間施設：県産木材の使用量に応じて最大 60 万円）

◆ **補助対象者** 県内に県産木材を使用した新築住宅、新築民間施設を建設する施主

問合せ先 山形県 農林水産部 森林ノミクス推進課 林産振興担当 TEL：023-630-2528

URL: https://www.pref.yamagata.jp/documents/17485/r5tirashi_4.pdf

御意見・お問合せ先

- 当パンフレットにつきまして、御意見・お問合せがございましたら、以下の連絡先までご連絡ください。

問合せ先：環境省 東北地方環境事務所 地域脱炭素創生室

TEL : 022-207-0734 Mail : CN-tohoku@env.go.jp